

令和2年度「医療用ガウン等向け不織布生産実証業務委託」企画提案募集要項

緊急時に医療用ガウンや医療用防護服（以下「医療用ガウン等」という。）を供給できる仕組みを構築するため、県内中小企業による、医療用ガウン等の原材料となる不織布の試作品の生産実証業務の企画提案を募集する。

1 募集概要

- (1)業務名 医療用ガウン等向け不織布生産実証業務委託
- (2)契約者 静岡県知事
- (3)採用方式 公募での企画提案方式
- (4)業務内容 2の「募集業務の内容」のとおり
- (5)委託期間 契約締結日から令和3年3月19日（金）まで
- (6)契約限度額 500万円（消費税及び地方消費税を含む）
- (7)採用予定件数 2件程度

2 募集業務の内容

(1)委託内容

既存設備の転用等により、緊急時に医療用ガウン等の原材料となる不織布の生産ができる体制を構築するため、以下の業務を行うこととする。

ア 不織布の試作

- ・医療用ガウン等の原材料となる不織布を生産するための既存設備・技術等の転用方法等を検討のうえ、試作品を生産すること。なお、緊急時において、1日あたり5,000着程度の医療用ガウン等向け不織布の生産が可能な転用方法とすること。

イ 試作した不織布の品質試験

- ・試作した不織布について、品質基準を満たしているか第三者検査機関等にて試験すること。試験実施後、その都度試験結果を検査機関の成績表等にて県に報告すること。

※ 品質基準

医療用ガウン：AAMI PB70 規格レベル3以上

医療用防護服：JIS-T8060（耐人工血液噴霧透過性試験）クラス3以上、又は

JIS-T8061（耐バクテリオファージ透過性試験）クラス2以上

ウ 医療用ガウン等の試作

- ・試作した品質基準を満たす不織布を原材料に、医療用ガウン等を試作すること。試作について内製、外注は問わない。なお、縫製等の発注先に関しては、必要に応じて県が調整を協力する。

エ 医療現場での試用及び改良の実施

- ・試作した医療用ガウン等の試用試験を、県が指定する2箇所の公的病院にて、3回程度実施すること。また試用に際しての評価を医療現場から聴取し、必要に応じて改良に繋げること。

※ 医療用ガウン等の必要量（試用1箇所1回分につき）

医療用ガウン：10着分／医療用防護服：10着分

※ 医療現場における試用評価項目(例)：

着脱の容易さ／動きやすさ／扱いやすさ等、耐久性／安全性、デザイン等

オ 緊急時の生産マニュアル等の作成

- ・上記アからエの実施内容の結果を検証し、緊急時に可能な限り速やかに不織布の生産に移行できる体制を想定した業務体制や、設備等の転用にかかる技術的ノウハウ等を、マニュアルの形式にまとめ、県に提出すると共に、社内共有すること。

(2) 事業要件

- ア 静岡県内において実施すること。ただし試作した不織布の品質試験は除く。
- イ 本委託事業期間内に、同一の事業について、国や県等が助成する他の制度（補助金、委託費等）により重複して対象とされる事業でないこと。
- ウ 緊急時に県の要請に応じて生産し、県内へ供給することに努めること。また、生産体制の事例として、委託事業の成果を県が広報する場合、これに協力すること。

(3) 対象経費

<留意事項>

- ・委託業務に直接的に必要なものに限る。
- ・本事業の用に供したことが証拠書類から特定できない経費は対象外とする。
- ・委託業務で要した経費は、帳簿を作成し領収書等を貼付のうえ5年間保管すること。

区分	科目	主な内容
人件費等	人件費	事業に直接従事する職員等の労務費 ※その者が委託事業に従事した業務量及び実際に支払われた賃金等に応じた費用とし、内訳が業務日報等や賃金台帳等により事後確認できること。なお、無報酬の役員・職員の人件費は計上できない。
	謝金	専門家等の謝金
	旅費	専門家等の旅費、職員等の出張旅費
	賃金	事業を実施するために必要なアルバイト等の雇用費
事業費	会議費	会議等の開催に係る費用（会議や機材の借料等）
	賃借料	事業を行うために必要な機械器具等のレンタル・リース料等
	原材料費	事業に必要な原材料等の経費
	外注費	縫製や加工等、受託者が直接実施できないもの、又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費
	印刷製本費	印刷製本に関する費用
	消耗品費	事業で使用する消耗品の購入費
	通信運搬費	郵便料、運送料等
	情報収集費	参考図書等の購入費等
	試験検査費	試作品の品質試験のために必要な経費
その他諸経費	上記以外の費用であって、当事業の実施に必要であると県が認めるもの	
消費税及び地方消費税		（上記経費の計）×消費税及び地方消費税率（10%）

3 企画提案参加資格

- (1) 中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項第 1 号から 3 号までに規定する者（以下「中小企業等」という。）であって、静岡県内に本社があり、かつ本事業に係る生産等の事業活動を遂行する拠点を置く中小企業者。ただし、生産拠点を県外へ移転する（検討開始を含む。）ことが明確な場合は除く。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 直近 1 年間において、県税を滞納していないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 応募手続

- (1) 応募期間
令和 2 年 10 月 13 日（火）から令和 2 年 10 月 26 日（月）午後 5 時まで
- (2) 応募方法
持参又は郵送（提出期限までに必着）にて提出すること。
持参の場合における受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までの間とする。
- (3) 提出先
〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁東館 7 階
静岡県経済産業部産業革新局 新産業集積課技術振興班
電話番号：054-221-2846 FAX 番号：054-221-3615
E-mail：trc@pref.shizuoka.lg.jp

(4) 提出書類及び提出部数

- ア 参加表明書（様式第1号） 1部
- イ 企画提案書（様式第2号又は様式自由） 6部（正本1部、写5部）
- ウ 委託業務見積書（様式第3号） 1部
- エ 法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1部

(5) 様式等の入手方法

静岡県新産業集積課ホームページからダウンロードすること。

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-580/index.html>>

(6) 参加の表明

企画提案参加希望者は、参加表明書（様式第1号）を提出すること。参加表明書の提出がない者の参加は認めない。

ア 提出期限

令和2年10月19日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。

ウ 提出先

先述の「(3) 提出先」を参照

(7) 応募の辞退

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に辞退を希望する場合は、辞退書（様式第4号）を提出すること。

5 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 作成方法及び内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企画提案書 （様式第2号 又は様式自由）	<ul style="list-style-type: none">・以下の1～5について記載すること。<ol style="list-style-type: none">1. 提案者の概要2. 業務内容<ul style="list-style-type: none">・業務全体に係る提案をすること。・特に既存設備・技術の転用方法は、分かりやすく記載すること。3. 業務実施体制<ul style="list-style-type: none">・業務を実施する者すべてについて、各者の役割分担、全体の体制が分かるよう記載すること。4. 業務実施スケジュール<ul style="list-style-type: none">・委託期間中の業務実施スケジュールを作成すること。5. 業務総経費（見積額）・自由様式を使用する場合、日本産業規格A4又はA3用紙10ページ以内、カラー印刷とする。ただし、A3用紙は1枚の片面を2ページとして扱い、A4用紙のサイズに折りたたんで製本すること。・文字サイズは10ポイント以上を基本とする。

委託業務見積書 (様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書は、業務内容に記載した内容を踏まえ、必要経費を算出し作成する。 ・積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼することがある。
--------------------	---

(2) 企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合、又は記載漏れ・不整合等の記載の誤りがある場合は、企画提案書を無効とし、非選定とすることがある。

6 要項等に対する質問

本要項等に対する質問がある場合は、次に従い質問書（別紙1）により提出することとし、電子メールにて送信の上、その旨を電話で連絡すること。

ア 受付期間

令和2年10月13日(火)から令和2年10月20日(火)まで
電話による連絡は平日の午前9時から午後5時までの間とする

イ 提出先

静岡県経済産業部産業革新局 新産業集積課技術振興班
電話番号：054-221-2846 FAX番号：054-221-3615
E-mail：trc@pref.shizuoka.lg.jp

ウ その他

質問に対する回答は、随時、下記ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

静岡県新産業集積課ホームページ

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-580/index.html>>

7 選定方法

提案書の内容について、以下の項目に基づき選定委員会による書面審査を行い、予算の範囲内において契約候補者を選定する。なお、審査委員会が必要と認める評価項目を追加する場合がある。

選定された者に対しては、選定通知書により令和2年10月30日(金)までに、電子メールにより通知する。また、選定結果は令和2年10月30日(金)までに、応募者全員に通知する。

項目	審査基準
企画内容	事業の趣旨に合致した提案がされているか。
	既存設備・技術等の転用により、不織布の生産が実現可能な内容となっているか。
	試作した医療用ガウン等の医療現場での試用結果を踏まえた改良が、具体的かつ効果的に行われる内容となっているか。
	緊急時に速やかに不織布を生産できる業務体制の構築と生産能力が期待できるか。
実施体制	事業を実施するに当たり十分な実施体制が構築されているか。
	事業実施スケジュールに無理はないか。
見積金額	事業内容に見合った経費見積りがされているか。

8 契約手続

- (1) 契約候補者は、静岡県と別途仕様等を協議し、委託業務に係る契約書等を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終的に決定する。
- (2) 契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。
- (3) 委託業務費は原則、精算払いとし、県が必要と認めるときは、受託者の請求に応じて分割して前金払いをするものとする。

9 企画提案にあたっての留意点等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出等に掛かるすべての費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出された参加表明書及び企画提案書は、選定又は契約候補者の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (3) 提出期限後は書類を受理しない。また、提出書類に記載された内容の変更を認めない。

10 問合せ先

静岡県経済産業部産業革新局 新産業集積課技術振興班

電話番号：054-221-2846 E-mail：trc@pref.shizuoka.lg.jp